

入札手続きに関する説明会 「質疑応答集」

(注) 説明会の各会場で頂いた質問のうち、同内容の質問については集約したうえで掲載しております。

No.	質問	回答
1	<p>入札書への押印にあたっては、法人の場合、実印、社印、認印などの印鑑を使用すればよいか。</p> <p>また、その際に使用した印鑑は、落札後の手続きでも一貫して使用することになるのか。</p>	<p>法人としての意思を確認するための押印ですので、印鑑の指定はありません。</p> <p>落札後にご使用いただく印鑑を含む落札後の手続きについては別途ご案内しますので、そちらをご確認ください。</p>
2	<p>入札書等に記入する住所については、登記事項証明書に記載された住所とされているところ、登記事項証明書の住所では郵便物が届かない可能性があるが、どうすればよいか。</p>	<p>入札書等に記入する住所については、登記事項証明書に記載された住所をご記入ください。</p> <p>ただし、当該住所では郵便物が届かない可能性がある場合、任意の様式にて当局からの郵便物の送付希望先住所を記入いただき、入札書及び入札に必要な書類とともにご提出ください。また、入札書及び入札に必要な書類を郵送する際の緑色の郵送用封筒の裏面の住所欄にも、郵便物の送付希望先住所をご記入ください。</p> <p>※以下、入札手続きに関する説明会における質疑応答に係る補足事項</p> <p>加えて、送付希望先住所に誤りがないか確認するため、登記事項証明書に記載された住所と紐づけられる資料の提出もお願いします。</p> <p>なお、郵送希望先住所及び資料に関して、確認のため個別にご連絡することがあります。</p> <p>資料の具体例として、下記が考えられます。</p> <p>①調達ポータルサイトで閲覧できる入札者の有資格者名簿の有資格者詳細画面を印刷したもの (全省庁統一資格を取得済の場合) (https://www.chotatujoho.geps.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.doから検索)</p> <p>②公共料金の請求書等の写し</p> <p>※上記①～②は、登記事項証明書に記載された住所と郵便物の送付希望先住所が併記されている場合に限りです。</p> <p>③送付希望先住所と登記事項証明書に記載された住所とが併記されている有価証券報告書の該当ページの写し(有価証券報告書提出会社の場合)</p> <p>④商工中金から送付された「配当金計算書」や「配当金の振込先のご案内の写し」(既存株主の場合)</p> <p>※上記④は、株主番号が記載されており、かつ、宛先が「郵便物の送付希望先住所」となっているものに限りです。</p> <p>提出できる資料がない場合には、その旨を郵便物の送付希望先住所の下部にご記載頂いた上で、入札書及び入札に必要な書類をご提出ください。</p>

3	入札書について、訂正の仕方に一部誤りがあった場合、入札書全体が無効となるのか。	訂正の仕方が不完全な一部のみが無効となり、入札書全体が無効となるわけではありません。 なお、入札書を訂正する場合、交付する入札書の様式をあらかじめ複写いただくか、入札書の様式を新たに関東財務局ウェブサイト (https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/kabushiki.html) からダウンロードし、再度作成いただくことも可能です。
4	入札書及び入札に必要な書類を提出する際に、封入漏れの無いように確認するつもりだが、仮に封入ミスがあった場合、そのことをもって無効になってしまうのか。	資格審査結果通知書（写）を除き、入札書及び入札に必要な書類に封入漏れがある場合は、入札受付締切日時の2024年7月31日午後5時（必着）までに当該書類の追送がなければ無効事由となってしまいますので、提出前のご確認をお願いいたします。 ただし、やむを得ない事情により入札受付締切日時までの提出が困難な場合、入札受付期間内にその申出があり、かつ、入札担当官等が適当と認めた場合に限り、当該書類の提出締切は2024年9月6日午後5時（必着）までとなります。
5	入札書提出締切後に社名もしくは役員が変更となる予定だが、こういった手続きとなるか。	関東財務局へ連絡のうえ、変更登記が完了した登記事項証明書を速やかにご提出ください。
6	株主資格証明書の記入内容を書き損じた場合、書損じ箇所を二重線で抹消して訂正印を押印すればよいか。	その場合、書損じ箇所を二重線で抹消して訂正印を押印する対応ではなく、株主資格証明書の様式を新たに関東財務局HPからダウンロードし、作成してください。
7	入札者が直接及び間接の構成員に該当する場合に提出が必要となる組合員名簿（写）について、様式の指定はあるか。また、組合員名簿の写しについて原本証明は必要か。	様式の指定はございません。貴社が所属する団体及び貴社の名称等が記載されていれば問題ありません。また、原本証明は不要です。 なお、組合員名簿等の株主資格に係る書類について、ご不明な点は商工中金へお問い合わせください。
8	所属証明書の日付はいつを記入すればよいか。	入札書を提出する日を記入してください。所属証明を受ける時点で入札書を提出する日が不明な場合は所属証明を受ける日でも構いません。
9	所属証明書を発行する団体が代表者の変更手続きを実施している場合、発行する所属証明書は変更後の代表者のものでよいか。	ご認識のとおり。
10	資格審査結果通知書（写）の提出が遅れる見込みである。遅れて提出した資格審査結果通知書（写）について、すでに提出した入札書等との紐づけは関東財務局にて行われるのか。	ご認識のとおり。

11	代表者の変更手続きがあり、変更手続きが間に合わず、変更手続き後の登記事項証明書及び資格審査結果通知書（写）の2つを入札受付期間内に提出できない場合に提出が必要となる株主総会の議事録について、議事録全体の提出が必要か。	株主総会の議事録であることがわかる表紙と、代表者変更に係る議事部分のページの写しをご提出ください。
12	入札者が法人の場合に提出が必要となる役員一覧について、登記事項証明書に記載のある役員のみ記入でよいか。	ご認識のとおり。
13	入札参加資格確認のために法人の役員及び支配人の住民票写しの提出を求められる場合があるとのことだが、どういった場合に求められるのか。	入札参加資格の確認のため、役員一覧について、警察当局に確認を受けることとなっており、その際、追加確認として警察当局から住民票写しの提出を求められる場合があります。
14	提出する住民票の写しや登記事項証明書は、どの時点から3か月以内に発行された原本を提出すればよいか。	入札書記入日から遡及して3か月以内に発行された原本をご提出ください。